

期間業務職員の募集について

内閣府政策統括官（経済財政運営担当）では、期間業務職員の募集を行います。

1. 採用予定官職

期間業務職員（政策統括官（経済財政運営担当））

※非常勤の国家公務員

2. 業務内容

政策統括官（経済財政運営担当）付参事官（国際経済担当）は、経済協力開発機構（OECD）、アジア太平洋経済協力（APEC）等の多国間会議や、各国との二国間経済協議への参画等に係る業務を行っています。

3. 職務内容

今回募集する職員の方には、以下の業務を主に行っていただきます。

- ① 文書・資料作成（WORD、EXCEL 等）
- ② 郵便業務、資料管理、資料整理、清掃、物品管理、勤怠管理、電話・来客対応
- ③ 常勤職員の海外出張に係る事務（手続書類の作成、備品の手配等）
- ④ 機械翻訳機能を用いた機械的な英訳・和訳作業
- ⑤ その他、常勤職員の事務補助業務全般

4. 募集人数

1名

5. 募集対象

- (1) 高等学校卒業又はこれと同等以上の学力を有すると認められる方
- (2) 基礎的なPC操作が可能な方（Word、Excel 等）
- (3) 中央省庁・在外公館等で海外関係の事務に従事した経験があると望ましい。

なお、以下に該当する方は、今回の募集に応募できません。

○日本国籍を有しない者

○国家公務員法第38条の規定により国家公務員になることができない者

○平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

6. 採用予定日、雇用期間

(1) 採用予定日

令和8年2月1日

(2) 雇用期間

令和8年2月1日～令和8年3月31日（採用後、1ヵ月間は条件付採用期間）

※勤務成績が一定条件を満たした場合、再採用されることもあります。

7. 給与

(1) 日給

11,190円～14,190円（学歴・職歴等を考慮の上決定）

※給与は、法律等の施行及び改正に伴って変更する場合があります。

(2) 支払日

原則毎月16日（給与期間（月の初日から末日まで）の勤務成績に基づき、翌月の16日に支給）

(3) 諸手当

通勤手当（給与法及び人事院規則等の規定により算定した額を支給、定期券にあたつては、原則として6か月定期券を支給、マイカー通勤不可）

住居手当（支給要件を満たす場合、毎月の家賃額に応じて、月額28,000円以内）

(4) 超過勤務手当

実績に応じて超過勤務手当が支給されます。

(5) 賞与

一定の条件を満たした場合、賞与が支給されます。

（年2回（6月及び12月））

8. 退職手当

一定の条件を満たした場合、国家公務員退職手当法が適用され退職手当が支給されます。

9. 加入保険等

雇用保険、健康保険（国家公務員共済組合制度（短期給付）、厚生年金保険に加入。

※国家公務員退職手当法が適用された場合、雇用保険は適用除外となります。

※再採用により一定条件下で1年を超えて勤務した場合、厚生年金保険は国家公務員共

済組合制度（長期給付）への加入に切り替わります。

10. 身分・服務

国家公務員法を適用（非常勤職員）

11. 勤務条件

(1) 勤務時間

原則として

・午前8時30分～午後5時15分

(正午から午後1時までの60分間は休憩時間)

(土、日、休日を除く。必要に応じ超過勤務あり。)

なお、組織の業務の都合により、所定勤務時間を変更する場合があります。

(2) 休暇

年次休暇10日（一定の条件を満たした場合、採用から半年経過後に付与。再採用時に繰越可。）

夏季特別休暇（3日、7～9月に取得可能）

12. 勤務地

内閣府政策統括官（経済財政運営担当）

東京都千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎第8号館

＜所在地地図＞【注意】中央合同庁舎第8号館入館の際には内閣府本府庁舎から連絡通路を通じて入館してください。



1 3. 応募方法

(1) 提出書類

- ・履歴書（市販のもので可、写真添付）
- ・職務経歴書

(2) 提出方法

郵送（封筒の表面に、赤色で「**期間業務職員募集書類在中**」と記載のこと）

(3) 提出先

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎第8号館12階
内閣府政策統括官（経済財政運営担当）付参事官（国際経済担当）付
期間業務職員担当 宛

(4) 提出締切り

令和8年1月9日（金）必着

1 4. 選考方法

1次選考 書類審査

2次選考 面接

書類審査（1次選考）の上、面接（2次選考）を行うこととなった方のみ、2次選考の日時、場所等をご連絡させていただきます。

※応募書類は返却いたしませんのでご了承ください。（責任廃棄）

1 5. その他

採用後は、マイナンバーカードを身分証として使用することとしておりますので、あらかじめカード取得の手続きをしていただくことになります。

1 6. 問合せ先

内閣府政策統括官（経済財政運営担当）付参事官（国際経済担当）

電話（代表）03-5253-2111 （内線）32244